

栃木県権限移譲実施計画
〔第2次改訂版〕

平成25年11月

目次

I 計画の基本的な考え方	1
1 策定の趣旨	
2 計画期間	
3 権限移譲の方法	
4 推進の方法	
II 移譲計画一覧	4

【別冊】移譲対象事務の概要

I 計画の基本的な考え方

1 策定の趣旨

この計画は、市町村合併の進展や国の地方分権改革の動向を踏まえ、平成 23 年 5 月に改定した「栃木県権限移譲基本方針」に基づき、移譲を行う権限の内容や移譲市町及び移譲年度を明らかにし、計画的な権限移譲を推進するために策定するものである。

2 計画期間

本計画の期間は平成 24 年度から平成 28 年度までの 5 ヶ年とする。

3 権限移譲の方法

(1) 権限移譲の進め方

市と町の区分や人口規模による区分を設けず、実質的な執行体制を考慮しながら、原則として希望する市町村へ権限を移譲する。

なお、関連性のある複数の権限については、市町村における一体的な処理に配慮した移譲を行う。

(2) 移譲対象事務

ア 国の地方分権改革推進委員会による第 1 次勧告で示された「基礎自治体への権限移譲を行うべき事務」については、原則として移譲対象事務とする。

イ 第 1 次勧告で示された事務以外のものであっても、改定前の栃木県権限移譲基本方針において「市町村が担うことが望ましい権限」として整理したものについては、引き続き移譲の対象とする。

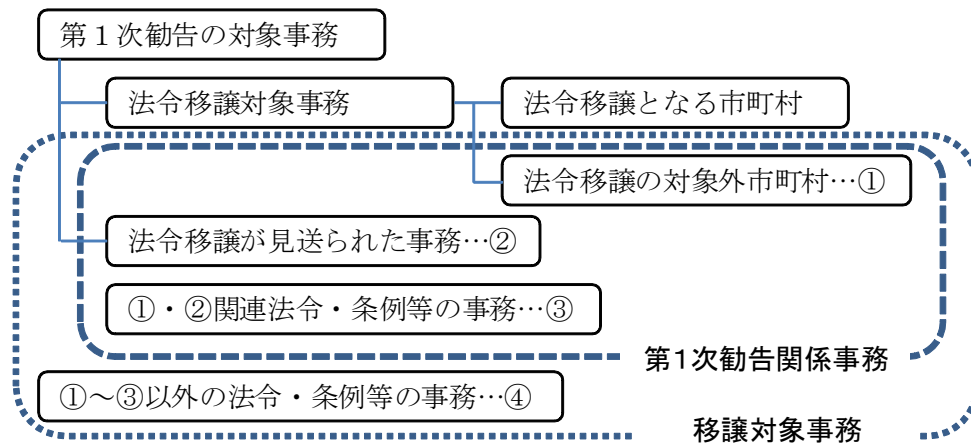
上記ア、イによる移譲対象事務を第 1 次勧告との関係により整理すると、次の 4 つの類型に区分される。

区分①：法令移譲対象事務を、法令移譲の対象外市町村に対して移譲
(28 法令 544 事務)

区分②：第 1 次勧告で示された事務のうち、法令移譲が見送られた事務を移譲
(19 法令 416 事務)

区分③：①及び②の事務に関連する法令・条例等に基づく事務を移譲
(5 法令 41 事務)

区分④：その他、住民の利便性向上、県・市町村の業務効率化につながる事務を移譲 (14 法令 234 事務)



ウ 第1次勧告で示された事務であっても、現段階では移譲について課題があると判断されるもの等については別途整理する。

(3) 移譲の時期

原則として、毎年度4月1日とするが、市町村合併など特段の事情がある場合は、別途協議する。

(4) 移譲の手法

知事等の権限については、原則として、「栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」又は「栃木県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」（以下これらを「特例条例」という。）を改正することにより移譲する。

4 推進の方法

(1) 推進体制

県内全市町を対象とした「市町村権限移譲調整会議」を開催し、計画の実施状況について意見交換等を行うとともに、計画の推進と新たな移譲項目の追加等について協議、調整を行うものとする。

また、現時点では移譲について課題がある事務や、県全体の効率的な事務執行等の観点から同時期に一律の移譲が必要な事務など、移譲に係る個々の課題について協議・検討を行うため、必要に応じ、調整会議の下に県所管課及び関係市町で構成する「権限移譲検討部会」を設置する。

(2) 計画の見直し

本計画は、県からの提案及び市町村の要望を踏まえて、計画期間内において毎年度見直しを行うものとする。

(3) 県民への情報提供

権限の移譲により、申請書の提出先が県から市町村に変更されるなど、住民に直接影響を与える可能性があることから、県及び市町村は、広報の実施など広く県民に対する周知に努めることとする。

また、県は、市町村ごとの移譲状況について、ホームページ等により定期的に公表するものとする。

(4) 移譲事務の円滑な執行のための体制づくり

県は市町村に対して財源措置、人的支援等の支援措置を講じるとともに、移譲後においても情報提供等を適切に行い、助言や研修を適宜実施するなど、積極的に支援する。

また、県と市町村が互いに情報を共有するなど緊密な連携を図り、権限移譲の影響・効果等について検証し、移譲事務の円滑かつ適正な執行を図る。

Ⅱ 移譲計画一覧

【一覧表の見方】

- ・表中の網掛けは、法令による権限移譲（法令移譲）の範囲を示している。
- ・「区分」欄の数字は、1頁に記載の区分①～④を示している。
- ・「関連移譲」欄に※印の記載がある法令は、関連性のある複数の権限を一体的に移譲することが望ましいものである。（詳細は別冊参照）

【凡例】

- 「大都市」：大都市特例により中核市の権限となっているもの
- 「独自」：市町村で条例を定め、県条例の適用除外とするもの
- 「済」：既に移譲済みであるもの

No.	法令名	区分	法令移譲	関連移譲	宇都宮	足利	栃木	佐野	鹿沼	日光	小山	真岡	大田原	矢板	那須塩原	さくら	那須烏山	下野	上三川	益子	茂木	市貝	芳賀	壬生	野木	岩舟	塩谷	高根沢	那須	那珂川	H24	H25	H26	H27	H28	過年度移譲済	合計		
医療・保健・衛生分野(4法令)																																							
43	水道法(専用水道の施設基準適合の認可等に関する事務)	①	市	H25.4.1	※																			済	済		済	済	済				0	0	0	0	0	5	5
44	栃木県小規模水道条例(小規模水道の敷設の確認等に関する事務)	③	—		※	済		済	25	済	済	25	25	済	済		25	25						済	済		済	済	済				0	5	0	0	0	11	16
45	薬事法(高度管理医療機器の販売業の許可等に関する事務)	④	—			24																										1	0	0	0	0	0	1	
46	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(精神障害者の診察・措置入院等に関する事務)	④	—																													0	0	0	0	0	0	0	
計(条例移譲)						2	0	1	1	1	1	1	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	2	2	0	2	2	2	0	1	5	0	0	0	16	22	
公害規制分野(13法令)																																							
47	環境基本法(騒音に係る環境基準の地域類型の指定に関する事務)	①	市	H24.4.1																												0	0	0	0	0	0	0	
48	騒音規制法(規制地域の指定等に関する事務)	①	市	H24.4.1	※																											0	0	0	0	0	0	0	
49	振動規制法(規制地域の指定等に関する事務)	①	市	H24.4.1	※																											0	0	0	0	0	0	0	
50	悪臭防止法(規制地域の指定等に関する事務)	①	市	H24.4.1																												0	0	0	0	0	0	0	
51	大気汚染防止法(ばい煙発生施設の設置届出受理等に関する事務)	② ①	特例市	H24.4.1	※	大都市																										0	0	0	0	0	0	0	
52	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(公害防止統括者等の選任等に関する事務)	①	特例市	H24.4.1	※																											0	0	0	0	0	0	0	
53	ダイオキシン類対策特別措置法(特定施設の設置届出受理等に関する事務)	②	—		※	大都市																										0	0	0	0	0	0	0	
54	栃木県生活環境の保全等に関する条例(深夜における音響機器の使用の禁止地域の指定に関する事務)	③	—		※	済	済	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24														11	0	0	0	0	3	14	
55	栃木県生活環境の保全等に関する条例(特定施設の届出受理等に関する事務)	③	—		※	済																										0	0	0	0	0	1	1	
56	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(化学物質排出量等に関する事項の届出等に関する事務)	④	—			済																										0	0	0	0	0	1	1	
57	水質汚濁防止法(特定施設の設置届出受理等に関する事務)	④	—		※	大都市																										0	0	0	0	0	0	0	
58	土壤汚染対策法(土壤汚染状況調査結果報告の受理等に関する事務)	④	—		※	大都市																										0	0	0	0	0	0	0	
59	栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(特定事業の許可等に関する事務)	④	—			独自済	独自済	独自済	独自済	24独自	独自済		独自済			28独自									独自済							1	0	0	0	1	7	9	
計(条例移譲)						4	2	2	2	2	1	1	2	1	1	1	2	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	12	0	0	0	1	12	25		
生活・安全・産業振興分野(4法令)																																							
60	ガス事業法(販売事業者からの報告徴収等に関する事務)	①	市	H24.4.1																						24						1	0	0	0	0	0	1	
61	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(販売事業者からの報告徴収等に関する事務)	①	市	H24.4.1																						24						1	0	0	0	0	0	1	
62	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(品質表示の指示等に関する事務)	②	—																													0	0	0	0	0	0	0	
63	計量法(立入検査等に関する事務)	④	—			大都市							済			27					済							済			0	0	0	1	0	3	4		
計(条例移譲)						0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	0	1	0	3	6		
その他(2法令)																																							
64	特定非営利活動促進法(NPO法人の設立認証等に関する事務)	①	指定都市	H24.4.1		済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	26	済	済	済	0	0	1	0	0	22	23		
65	児童手当法(市町村立学校職員の児童手当の受給資格及び額の認定等)	④	—			24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	26	0	0	0	0	0	26	
計(条例移譲)						2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	2	1	1	2	2	2	2	2	26	0	1	0	0	22	49		

	H24	H25	H26	H27	H28	合計
移譲数	65	19	13	1	10	108

[総括表]

分野	宇都宮	足利	栃木	佐野	鹿沼	日光	小山	真岡	大田原	矢板	那須塩原	さくら	那須烏山	下野	上三川	益子	茂木	市貝	芳賀	壬生	野木	岩舟	塩谷	高根沢	那須	那珂川	合計	
まちづくり・土地利用規制分野			2	2	7	1	2	2	5	3	4	7	4	4						1	3				1		48	
福祉分野			4								1		5														10	
医療・保健・衛生分野	1			1			1	1					1	1													6	
公害規制分野			1	1	2	1		1	1	1	1	1	2	1													13	
生活・安全・産業振興分野													1										2				3	
その他	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	27	
(計画期間(H24~H28)の条例移譲)	A	2	1	8	5	10	3	4	5	7	5	7	9	14	7	1	1	1	1	2	4	1	3	2	2	1	1	107
(表中の法令に係る過年度移譲済)	B	17	16	15	12	10	16	13	2	13	5	10	2	3	4	1	0	3	1	1	4	7	2	3	3	10	3	176
合計	A+B	19	17	23	17	20	19	17	7	20	10	17	11	17	11	2	1	4	2	3	8	8	5	5	5	11	4	283